

◎新潟県告示第1180号

児童福祉法（昭和22年法律第164号）第21条の5の3第1項の規定による指定障害児通所支援事業者を次のとおり指定した。

平成28年11月18日

新潟県知事 米 山 隆 一

障害児通所支援の種類	事業所の名称	所在地	事業者	指定年月日
児童発達支援 放課後等デイサービス	こどもサポート教室 「きらり」長岡校	長岡市今朝白3-11-5 白井店舗1階	株式会社 クラ・ゼミ	平成28年 11月1日